

令和2年1月11日

松河戸区民の皆様へ

松河戸区長 長谷川浩

不法投棄合同パトロールの実施について(報告)

快適な住環境を確保するため、毎年12月に市職員・事業者と区会役員による不法投棄合同パトロールを実施しています。

今年も12月9日(月)午前10時に、市・業者5人と顧問、区長、副区長、計8人が公民館に集合し、市のパトロール車で、区内の15カ所のゴミステーションを中心にパトロールを実施しました。

パトロール結果



パトロール車



月曜日(回収日でない)にもかかわらず、ゴミが出されていました。



粗大ごみ



粗大ゴミの投棄が見られました。



電柱の影などに不法投棄が見られました。



電柱に、「不法な融資勧誘のチラシ」が張ってありました。



空地の道路沿いにゴミのポイ捨てが見られました。



生き物の死骸が捨ててありました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。これに違反して不法投棄した者は、罰則の対象となることがあります。「5年以下の懲役若しくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金又はこれらの併科に処せられ、また、未遂の場合も罰せられます」(廃棄物処理法第25条、第32条)